

中国圏・四国圏広域地方計画合同協議会について

【1. 合同協議会設立の趣旨】

【広域地方計画のあり方について(平成18年6月30日第9回国土審議会 抜粋)】

広域地方計画：各地域の将来を見据え、上述の基本原則を最大限に満たす広域地方計画区域として、以下の8圏域を設定すべきである。この場合、以下で特記した地域においては、下記の理由により、合同協議会や分科会等を活用する必要がある。

中国地方 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の区域を一体とした区域

四国地方 徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域を一体とした区域

ただし、四国地方4県については、その人口や経済の規模が他の区域と比較して小さく、また、中国地方と四国地方は、交通基盤整備の進展等により日本海から太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつある。さらに、両区域に共通の課題として、日本海と太平洋の両海洋を活用した広域物流体系や国際観光ルートの構築、瀬戸内海における国土の保全・管理の一体的推進等を有している。このため、中国地方及び四国地方においても、計画の策定・実施に際して、各々の広域地方計画協議会の関係構成員からなる合同協議会を設置し、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想とともに、区域に跨る共通課題に関して協議を行い、この協議に基づき、当該全体構想や共通題につき各々の広域地方計画の内容として共通に記述し、それぞれの取り組みを進める、等の対応が必要である。

【国土形成計画(全国計画)(原案)(平成19年12月13日 抜粋)】

(3) 広域ブロック間の連携及び相互調整

各広域ブロックにおける取組に加えて、ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要がある。

特に、北陸・中部の両圏域及び中国・四国の両圏域については、交通基盤整備の進展等により日本海から太平洋にわたる地域の一体感が強まりつつあるとともに、日本海と太平洋の両海洋を活用した広域物流体系や国際観光ルートの構築、中部山岳地域や瀬戸内海における国土の保全・管理の一体的推進等の共通の課題を有していることから、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想等について合同して検討していくことが求められる。

【2. 合同協議会構成員について】

広域地方計画合同協議会を開催するに当たって、両広域地方計画協議会構成員全員で構成することとしてはどうか。

【3. 今後のスケジュールについて】

平成20年2月上旬に、中国圏・四国圏プレ広域地方計画合同協議会を1回開催予定。広域地方計画協議会立ち上げ後に、1回開催予定。

なお、開催地については、今後、中国圏と調整。

中国圏・四国圏との連携テーマ(案)

中国圏の将来像

1. 地域の多様性を活かした交流・連携で、持続的に発展する中国圏

多様な地域が連携した一体感のある中国圏の形成
隣接ブロックを含めた交流・連携による活力・魅力の向上
東アジアをはじめ世界に開かれた交流・連携
中国圏の持続的発展を支える多様な人材の育成・確保

2. 産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に成長する中国圏

国際競争力のある産業の振興
地域の活力につながるサービス産業の振興
地域資源を活かした地域経済の活性化

3. 多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を楽しむ中国圏

中山間地域と都市地域の交流・連携等による生活サービス機能の確保
安全・安心な国土・地域づくりの推進
多様な主体が連携・協働した地域づくりの推進

四国圏域の発展に向けた目標

安全・安心を基盤に、快適な暮らしを実感できる四国
～心穏やかに暮らせるやすらぎの実現～

災害に強い地域をつくる
自然・地球環境との調和を高める
地域の暮らしの快適性を高める

地域に根ざした産業が集積し、競争力を発揮する四国
～グローバル化を生き抜く産業群の形成～

絶え間ないイノベーションにより世界に通用する産業を育てる
多角的成長力を持つ産業集積を高める

歴史・文化、風土を活かした個性ある地域づくりを進め、人をひきつける四国～おもてなしの心あふれた癒しの実現～

美しい風土を形成し地域の魅力を高める
歴史・文化的資源を継承し地域の独自性を発揮する

東アジアをはじめ、広域的に交流を深める四国
～進取の息吹を与える交流の創出～

東アジア・世界との交流を活性化する
環瀬戸内圏や全国との交流を活性化する
圏域内の交流を活性化する

中山間地域・半島部・島しょ部や都市が補完しあい活力あふれる四国
～農山漁村と都市の共生～

農山漁村(中山間地域等)の暮らしと環境を支える
都市の魅力・快適性を高める

連携テーマ1

広域観光・インバウンド観光の推進

連携テーマ2

産業集積地間の連携による国際的な産業拠点形成

連携テーマ3

瀬戸内海の環境保全・修復

連携テーマ4

暮らしの安全・防災ネットワークの整備

連携テーマ5

広域交通ネットワークの活用促進

四国圏プレ広域地方計画協議会 構成員名簿(H19.12.1現在)

		プレ協議会		
		役	職	氏名
国の関係各地方行政機関	四国管区警察局	総務監察・広域調整部長	工藤裕幸	幸
	四国総合通信局	総務部長	森敏郎	郎
	四国財務局	総務部長	御子柴達	達
	中国四国厚生局(代理 四国厚生支局)	総務課長	山本美二	二
	中国四国農政局	企画調整室長	近藤浩	浩
	四国森林管理局	計画部長	川上利次	次
	四国経済産業局	総務企画部長	南雲誠	誠
	四国地方整備局	企画部長	菊池良介	介
		建政部長	岩城豊	豊
	四国運輸局	企画観光部長	土肥豊	豊
	第五管区海上保安本部	総務部長	山崎敏也	也
	第六管区海上保安本部	総務部長	宮尾努	努
	中国四国地方環境事務所	高松事務所長	福田宏之	之
関係都府県	徳島県	企画総務部長	真木和茂	茂
		県土整備部長	小池幸男	男
	香川県	政策部長	山下幸男	男
		土木部長	久保市郎	郎
	愛媛県	企画情報部長	藤岡澄	澄
		土木部長	清水裕	裕
	高知県	政策企画部長	十河清	清
		土木部長	宮崎利博	博
その他国	大阪航空局	飛行場部長	傍士清志	志
	大阪管区気象台	技術部長	隈健一	一
経済界	四国経済連合会	専務理事	谷口壽人	人
	四国商工会議所連合会	常任幹事(高松商工会議所専務理事)	谷本義隆	隆
市町村	徳島県市長会	事務局長	佐藤功	功
	香川県市長会	事務局長	湯尾慶三	三
	愛媛県市長会	事務局長	田中正憲	憲
	高知県市長会	事務局長	澤本義博	博
	徳島県町村会	常務理事	森周一	一
	香川県町村会	事務局長	玉地忠利	利
	愛媛県町村会	常務理事	田所清二	二
	高知県町村会	事務局長	恒石好信	信

中国圏プレ広域地方計画協議会 構成員名簿

平成19年10月1日 現在

地方公共団体		
鳥取県	企画部長	青木 由行
島根県	政策企画局長	三宅 克正
岡山県	企画振興部長	杉 潔
広島県	政策企画部長	小中 正治
山口県	総合政策部長	岡田 実
広島市	企画総務局 計画担当局長	湯浅 敏郎
北九州市	企画政策室長	垣迫 裕俊
総社市	副市長	吉富 陸夫
萩市	総合政策部長	湯本 重男
安芸太田町	副町長	小坂 眞治

国の地方支分部局		
警察庁 中国管区警察局	総務監察・広域調整部長	式部 静
総務省 中国総合通信局	総務部長	吉岡 司
財務省 中国財務局	総務部長	仲村 淳一
厚生労働省 中国四国厚生局	健康福祉部長	宮澤 清和
農林水産省 中国四国農政局	企画調整室長	近藤 浩
林野庁 近畿中国森林管理局	計画部長	佐古田 陸美
経済産業省 中国経済産業局	総務企画部長	陣山 繁紀
国土交通省 中国地方整備局	企画部長	山中 義之
	建政部長	福田 充孝
国土交通省 中国運輸局	企画観光部長	池田 清
大阪航空局	飛行場部長	傍士 清志
海上保安庁 第六管区海上保安本部	総務部長	宮尾 努
第七管区海上保安本部	総務部長	村田 織彦
第八管区海上保安本部	総務部長	佐々木 朗
環境省 中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	野口 明史

管区海上保安本部3機関については、第八管区海上保安本部を代表機関とする。

関係団体		
中国経済連合会	専務理事	堀内 日出夫
中国地方商工会議所連合会	広島商工会議所 商工部長	林 照一

広島商工会議所連合会が代表参加する。

注) 以上は、中国圏プレ広域地方計画協議会規約3条による各組織・機関の代表者の名簿です。

【参照条文 抜粋】

国土形成計画法(昭和二十五年五月二十六日法律第二百五号)

(広域地方計画)

第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。

- 一 首都圏(埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
- 二 近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
- 三 中部圏(愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
- 四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域

2 前項の国土形成計画(以下「広域地方計画」という。)には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針
- 二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
- 三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策(当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。)に関する事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。

(第4項、第5項略)

(広域地方計画協議会)

第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市(以下この条において「国の地方行政機関等」という。)により、広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

(第2項以下略)

国土形成計画法施行規則(平成十七年十二月二十一日国土交通省令第百十四号)

(国土交通大臣の広域地方計画協議会に対する要請)

第三条 国土交通大臣は、法第九条第一項の規定により同条第二項に規定する広域地方計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、法第十条第一項の広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)による法第九条第三項の規定による協議を行うための会議(以下「会議」という。)について、関係する協議会に対し、次に掲げる措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 広域地方計画区域内の一部の区域について、関係する一部の構成員による会議を開くこと。
- 二 複数の広域地方計画区域にまたがる区域について、関係する協議会が共同して会議(関係する一部の構成員による会議を含む。)を開くこと。